**工事仕様書**

１．工事を施工しようとするときは、あらかじめ道路管理者（以下｢管理者｣という。）に届け出て、その指示を受けて工事施工標示を設置し、施工するものとする。

２．工事中は工事標識を設け、夜間は赤色燈により交通事故を起こさないよう特に注意する。

３．工事の着手および完了のときは、管理者に届け出て、指示検査を受ける。

４．工事に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

５．工事着手前に必ず所轄警察署長の許可を受ける。

６．器材その他土砂等を路上に放置し、一般交通に支障を与えないようにする。

７．工事の施工は申請書図面によるほか、次の事項に特に留意する。

盛土、埋戻しは十分つき固め、工事完成後沈下及び破損の発生のないよう施工し、後日沈下破損の場合は、その呼戻工事として施工する。